

(別 紙)

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書（案）

令和 5 年 3 月に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15 歳から 64 歳までの年齢層の約 2 % の 146 万人に及ぶと推計され、若年層から中高年層まで広い世代への支援が求められている。

しかしながら、平成 22 年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」では支援の対象を若年層に限定しており、平成 27 年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、支援の対象者が「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。また、令和 6 年に施行された「孤独・孤立対策推進法」においても「日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」と、対象が限られた定義となっている。

いずれの法令も、現実には起きているひきこもりという現象を全て網羅できるものではなく、それぞれの法のはざままで支援を受けることができないケースが生じている。

国としても、ひきこもり支援推進事業を拡充し、ひきこもり支援を進めているものの、効果的な対策には至っていないのが現状である。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、ひきこもり支援を社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法制度を設けるとともに支援体制等を明文化し、年齢や所得等の状況にかかわらず、全国どこでも、誰もが、必要な支援を受けることができるよう「ひきこもり支援基本法」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	宛
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総		務	大	臣	
財		務	大	臣	
厚	生	労	働	大	臣